

## 第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

平成27年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で3件である。

### 1 改正概要

#### (1) 独立行政法人国立病院機構

①平成27年4月1日から、「独立行政法人の労働関係に関する法律」が「行政執行法人の労働関係に関する法律」に変更されたことに伴い、告示の法律名の該当個所を改める、②国立病院機構が、「行政執行法人の労働関係に関する法律」の適用範囲から外れることに伴い、告示の表から「国立病院機構」の項を削除する旨、3月18日の第608回審査委員会で決定し、4月1日、告示した。

#### (2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構

本部組織に「国際評価技術本部」が設置されたことに伴い、「本部長」の職を非組合員とする旨、7月15日の第616回審査委員会で決定し、7月30日、告示した。

#### (3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

機構の組織改正を受け、告示の表から、①機構本部の「企画調整課長 庶務課長」を「総務課長」に、「業務企画課長」を「労務企画課長」にそれぞれ改め、②機構支部の「総務課長」を削り、「(沖縄支部に置くものを除く。)」を削る旨、12月16日の第625回審査委員会で決定し、12月28日、告示した。

### 2 告示

#### ○中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表以外の部分中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

表の独立行政法人国立病院機構の項を削る。

#### ○中央労働委員会告示第2号

行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成 27 年 7 月 30 日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「部長」の次に「 本部長」を加える。

**○中央労働委員会告示第 3 号**

行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和 23 年法律第 257 号) 第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 15 年中央労働委員会告示第 1 号の一部を次のように改正する。

平成 27 年 12 月 28 日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項の駐留軍等労働者労務管理機構の項中「企画調整課長 庶務課長」を「総務課長」に、「業務企画課長」を「労務企画課長」に改め、同表の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項の駐留軍等労働者労務管理機構支部の項中「 総務課長」及び「(沖縄支部に置くものを除く。)」を削る。